

2026年3月31日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	学校法人愛知大学
法人代表者	広瀬 裕樹
担当部署	企画部企画課
お問合せ先	052-937-8163

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：企画部企画課		
↓ 附議		
○常務理事会、大学運営会議、大学協議会及び理事会において承認。		
↓ 報告	↓ 報告	↓ 公表
○評議員会	○日本私立大学連盟	○ステークホルダー

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	<ul style="list-style-type: none">●第6次基本構想（2026～2030年度）を常務理事会が中心となって策定し、教授会・大学運営会議・大学協議会の学内会議の議を経て、理事会・評議員会で審議・決定している。●第5次基本構想のアクション・プラン、中間評価・年度末評価を踏まえて次期構想に反映し、大学の目的と方向性を体系的に整理している。●第6次基本構想では教育・研究・学生支援・国際交流・地域連携・財務・ガバナンス等の9分野を設定し、大学の使命と重点領域を明確にしている。●基本構想と年次事業計画・事業報告を連動させ、理事会・評議員会で審議し、公表することでステークホルダーへの説明責任を果たしている。●第6次基本構想策定にあたり、法令遵守、環境分析等の視点を取り入れ、社会の期待に応える計画として構築している。●自主性・独立性確保のため、常務理事会を設置し政策策定・管理を担わせるとともに、理事の役割分担の明確化を検討中である。●寄附行為等に基づき、理事会・評議員会・常務理事会の議決事項や手続きを明確化し、組織運営の透明性と適正性を確保している。●私立学校法改正を踏まえて理事・監事・評議員の選任手続きを見直し、相互牽制と独立性が機能する体制を整備し、機関間の意見交換の仕組みを確保している。

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>○次期中期計画である第6次基本構想（2026～2030年度）策定に際しては、常務理事会が中心となって素案を作成し、教授会・大学運営会議・大学協議会など学内の各会議体での議を経て、理事会・評議員会で審議し、決定している。</p> <p>○第5次基本構想におけるアクション・プラン、中間評価・年度末評価などの結果を踏まえ、第6次基本構想への反映を行い、教育研究の目的と大学の方向性を体系的に示している。</p> <p>○第6次基本構想では、教育・研究・学生支援・国際交流・地域連携・財務・ガバナンスなど、9分野にわたり大学運営の重点領域を明確化しており、大学の使命と目的をわかりやすく示している。</p> <p>○基本構想と年次事業計画・事業報告を連動させ、理事会・評議員会で審議・確認するとともに、公式ホームページで公表することで、情報公開を通じてステークホルダーの理解促進に努めている。</p> <p>○第6次基本構想の策定に際して、法令遵守、大学を取り巻く環境の分析、リスクや倫理の観点を反映し、社会の多様な期待に応える計画として構築している。</p>

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>○法人の自主性・独立性を確保するため、理事長・常務理事が参加する常務理事会を設け、政策の策定と管理を行う体制を整えている。</p> <p>○理事の業務執行範囲については、法人業務の多様化・複雑化に対応するために「理事の役割分担」の明確化を検討中であ</p>

り、2025年度中には理事会で意見聴取を行っている。

○寄附行為、寄附行為施行細則、職務権限基準により、理事会・評議員会・常務理事会の議決事項を明確化しており、意思決定の基準と手続きを定めている。

○理事長・常務理事の役割分担の見直しにあわせて、役割変更手続も寄附行為等の規程に基づいて整理する予定であり、透明性の確保に取り組んでいる。

○理事長をはじめ政策を策定・管理する責任者の権限と責任についても、「理事の役割分担」明確化の中で整理を進めることとしており、組織全体の運営体制の適正化に取り組んでいる。

○「学校法人愛知大学コンプライアンス規程」（2025年4月1日施行）を制定し、法令遵守を全学的に周知している。

○教学と法人のそれぞれの役職者の役割・権限についても、「理事の役割分担」明確化の中で整理を進めることとしており、組織全体の自律性と説明責任の強化に取り組んでいる。

○2025年4月の私立学校法改正を踏まえ、理事・監事・評議員の選任手続を見直し、評議員会・理事会・監事が相互に独立性を保ちながら均衡を確保できる体制を整備している。

○理事の選任に際しては評議員会の選任または意見聴取を必須とし、評議員の選任に際しては一部の評議員を理事会が選任する方法を導入することで、相互牽制を図る仕組みを確保している。

○監事は評議員会が選任する仕組みとし、独立性を高めつつ、法人全体の統治が適切に機能するよう配慮されている。

○理事会と評議員会との合同懇談会は開催していないが、理事長・常務理事が評議員会に陪席し、理事会の意見を伝達するとともに、評議員会での意見を理事会へ報告する仕組みを設け、両機関間の意見交換と協働の場を確保している。

○常勤監事・非常勤監事はいずれも利害関係から独立した者を選任し、会計監査人及び内部監査室と連携して情報提供や意見交換を行うことで、監事・理事会・理事の間で必要な情報が共有され、相互のけん制が働く体制を維持している。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	<ul style="list-style-type: none">●第5次基本構想において基本目標と取組項目を示し、年次事業計画で行動指針を具体化した。内容は学内会議体で共有し、学内ポータルサイトや大学公式ホームページで周知した。●教育、研究、国際交流、経営、施設設備、財務など幅広い領域で計画を立て、「教員組織の編制方針」と教員数基準値を設定するなど、大学運営の方向性と体制整備を進めた。●各学部でDP・CP・カリキュラムとの整合性を毎年度点検し、方針の実質化に努めた。入試方針と入試制度の整合性も委員会・学部で確認した。●自己点検・内部質保証委員会と外部評価委員会により、自己点検・評価、そして外部評価を毎年度実施し、教育・研究・運営の改善に取り組んだ。●各種アンケートやアセスメントテストの分析結果を学部に報告し、自己点検・認証評価の内容を踏まえながら教育改善を継続した。●第5次基本構想でリカレント教育方針を示し、新カリキュラムで社会人向け課程を計画した。第6次基本構想でも重点項目として継続して検討を進めている。●海外協定校連携、留学プログラム多様化、外国人留学生受入強化を推進し、第6次基本構想でも重点施策として継続することとした。学内の国際関連会議体を中心となり施策を検討・実施した。●社会・地域貢献方針、地域連携計画、自治体協定のガイドラインを整備し、地域連携推進会議・地域連携室を中心に地域協働を進めた。外部との協議会や地域課題解決プログラム、公開講座などを全学的に展開した。

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>○第5次基本構想において基本目標と取組項目を示し、年次事業計画で具体的な行動指針を明確化して大学運営を行った。これらを公式ホームページや学内ポータルサイト等で周知し、学内会議体でも共有した。</p> <p>○第5次基本構想では、教育、研究、国際交流、経営、施設設備、財務など幅広い領域で計画を立て、予算編成方針に指標を設定して運営の方向性を示した。また、「教員組織の編制方針」の策定と学部卒の教員数基準値設定により、適正な教員体制の維持に取り組んだ。</p> <p>○学部ごとに、ディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）との整合性を毎年度点検し、それぞれの方針の実質化に努めてきた。アドミッション・ポリシー（AP）についても、入試制度との整合性を入学試験戦略委員会等で点検し、学部主体で方針の実質化を図った。</p> <p>○自己点検・内部質保証委員会を中心に内部質保証システムを整備し、継続的な自己点検・評価を実施した。学外有識者による外部評価も毎年度実施し、教育・研究・大学運営体制の改善に取り組んだ。</p> <p>○自己点検・認証評価の結果および授業評価アンケート、学修成果アンケート、アセスメントテストの分析結果を学部等へフィードバックし、教育活動の改善を継続的に実施した。</p> <p>○第5次基本構想にリカレント教育に関する方針を示すとともに、25年度から施行した新カリキュラムにおいて社会人向け課程の導入を計画した。第6次基本構想でもリカレント教育を重点項目として掲げ、具体化に向けて検討を進めている。</p> <p>○国際交流について、第5次基本構想で示した海外協定校との連携強化、留学プログラムの多様化、外国人留学生受入強化などの取組を継続し、第6次基本構想でも重点施策として位置付けている。国際化推進会議、国際交流委員会、国際教育推進委員会を中心に受入・派遣に係る施策を検討・実施している。</p>

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>○社会・地域貢献に関する方針、地域連携基本計画、自治体との連携・協力協定に関するガイドラインを定め、社会・地域との連携や貢献の方向性と枠組みを明確にしている。</p> <p>○学長を責任者とする地域連携推進会議を設置し、その下に地域連携室および地域連携推進事務室を整備・運用することで、地域連携を支援する学内体制を構築し、地域との協働を計画的に進めている。</p> <p>○研究活動については、「研究倫理・コンプライアンス委員会」を設置し、研究の健全性と公正性を所管させることで、不正防止の取組と管理体制の明確化を進め、健全な研究活動を支える仕組みを整備している。</p> <p>○多くの自治体と連携・協力協定を締結し、具体的な取組の過程での対話と協働を通じて信頼関係の形成に努めている。あわせて、学長が責任者を務める地域連携推進会議の下で、協定自治体に参加する合同地域連絡協議会を毎年度開催し、地域社会や行政機関との継続的な対話と協働の場を設けている。</p> <p>○自治体との協定を基盤に、地域連携室が中心となって地域課題解決型の連携プログラムを実施している。また、大学全体および各組織単位による公開講座を通じて、地域住民に研究成果を還元する他、学びの機会を幅広く提供している。</p> <p>○地域連携室および地域政策学部を中心に、学内の自主的な社会・地域貢献の取組を把握し、特に地域連携室の取組については全学的な取組として展開している。学内で取組状況を共有することにより、大学全体として社会・地域への貢献が進むよう努めている。</p> <p>○地域連携推進会議規程、地域連携室規程、ボランティアセンター規程を整備し、社会連携・地域貢献・ボランティア活動を組織的に展開するための制度的な枠組みを整え、全学的な取組として推進している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	<ul style="list-style-type: none">● 「学校法人愛知大学監事監査規程」を整備し、監査計画・報告書等を理事長等と共有して法人運営へ反映している。また、監事・会計監査人・内部監査室による三様監査体制を構築し、監査の実効性を高めている。● 私立学校法改正の趣旨に基づき、常勤監事交代と非常勤監事継続により継続性を確保したほか、監事資格要件を寄附行為で規定し、弁護士・公認会計士を非常勤監事として選任することで独立性を確保している。● 監事は理事会・評議員会に全員出席し、意見を述べることができる。常勤監事は常務理事会・大学運営会議・大学協議会にも参加し、重要事項への継続的な関与を担保している。● 常勤監事は、重要な会議では資料説明を受け、必要に応じて追加資料の提供も行われる。非常勤監事にも必要資料を提供し、監査に必要な情報共有体制を整備している。● 監事会を定例化して開催するとともに、日常的にメール等で連絡・情報共有を行い、監事相互の連携を維持している。● 理事・監事・評議員の選任手続きを寄附行為・施行細則に基づき実施し、選解任過程は議事録を作成し公開している。「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に基づき理事・監事・評議員の報酬額を公開し、見直しも透明な手続で行っている。● 「学校法人愛知大学コンプライアンス規程」と「学校法人愛知大学内部統制システム基本方針」を整備し、重大リスク等は理事会で審議する体制を整えることとしている。また、内部監査室を設置し内部監査を担わせている。● 「情報の公開及び開示に関する規程」と「愛知大学ホームページ運用内規」に基づき、公式ホームページでの公表を適切に行い、問い合わせを広報課に一元化して精査・回答する仕組みを整備している。

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<ul style="list-style-type: none">○「学校法人愛知大学監事監査規程」を制定し、監事監査の枠組みを整えている。○監事が作成する監査計画・監査報告書・監査意見書等について、理事長等との意見交換を通じて確認・共有し、法人運営に反映することで監事監査の実効性向上に努めている。○2025年4月の私立学校法改正に基づく監事選任では、常勤監事を交代し非常勤監事は継続選任することで継続性を確保し、任期は法の趣旨に沿って統一した。今後の選任でも継続性と独立性への配慮を重視する方針としている。○理事会・評議員会には監事全員が出席し、必要に応じて意見を述べられる機会が確保されている。常勤監事は常務理事会・大学運営会議・大学協議会にも継続的に出席している。○重要な会議では常勤監事が資料提供と説明を受け、必要に応じて重要施策に関する資料の提供・説明も行われている。非常勤監事にも必要な資料を提供し、監事監査に必要な情報を共有できる体制を整えている。○監事会を定例化して開催し、日常的にはメール等により連絡・情報共有を行うことで、監事相互の連携を図っている。○寄附行為に基づき監事3名のうち1名を常勤監事とする体制を定め、常勤監事を配置している。○弁護士1名・公認会計士1名を非常勤監事として選任し、加えて顧問弁護士を設置することで、外部専門家との連携体制を整えている。また、寄附行為に監事の資格要件を定め、適切な者を選任している。○会計監査人の選任については、監事が議案を決定し、評議員会が選任する手続きを寄附行為に基づき適切に運用している。○理事長等と会計監査人による監査報告会を設け、助言内容を踏まえた意見交換を行う仕組みを整えている。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

<p>遵守状況</p>	<p>「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
<p>遵守原則の遵守状況に係る説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○寄附行為および同施行細則に定めた理事候補者の選任手続を大学公式ホームページで公開し、透明性を確保している。 ○重要な法令遵守事項は監事監査により整理され、監事から理事長等に報告される。理事会でも随時説明・共有している。 ○理事会・常務理事会等の会議資料や議事録は、文書保存管理規程に基づき関係部署が適切に作成・保存している。 ○寄附行為や職務権限基準等により理事長・常務理事・学内理事・各課室の役割と責任を定めている。理事の役割分担の明確化も検討中である。 ○「愛知大学個人情報保護方針」、「個人情報の保護に関する規程」および「特定個人情報取扱規程」を整備し、個人情報保護委員会を設置して実効的な運用体制を構築している。 ○「文書取扱規程」、「文書保存管理規程」「秘密保全に関する重要文書取扱規程」を整備し、情報管理体制を構築している。内部統制システム方針に基づくリスク把握の検討も行っている。 ○「役員及び評議員の報酬等に関する規程」を整備し、報酬額をホームページで公開している。報酬の改定は学内会議・評議員会の議を経て理事会が決定することとし、審議の過程は議事録にて公開している。 ○理事の現職等を理事会で確認し、利益相反の可能性がある場合には事前承認を義務付ける手続きを整備している。 ○評議員会を理事選任機関とし、理事会で選任する理事についても事前に評議員会の意見を聴取する仕組みを構築している。 ○「学校法人愛知大学内部統制システム基本方針」により、重大リスクは理事会で審議し、必要な対策を決定する体制を整備している。 ○「愛知大学事務分掌規程」や「職務権限基準」により教職員

の責任と権限を明確化し、業務が一身専属的に偏らないようにしている。

○理事、監事、評議員の選解任に関しては寄附行為・施行細則に具体的手続きを定め、選解任過程と結果を議事録として作成し、学内ポータルサイトで公開している。

○評議員会では監事全員が出席し意見を述べることができ、評議員会の意見は理事長等が理事会へ報告する体制を整えている。

○内部監査室を設置し、監事・会計監査人と併せた三様監査体制を整備している。また、重大事案は理事長等・監事へ速やかに報告する体制を整えている。

○「学校法人愛知大学コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス遵守について周知を図っている。「学校法人愛知大学公益通報等に関する規程」を整備し、内部監査室を窓口として匿名通報も受け付ける仕組みを整えている。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>○情報公開の基準や手順を「情報の公開及び開示に関する規程」と「ホームページ運用内規」で定め、公開方法と手続を明確化している。</p> <p>○広報課と広報戦略委員会を設置し、必要な情報を迅速かつ網羅的に収集して大学公式ホームページ等で適時・正確に公表している。</p> <p>○寄附行為や財務書類に基づく事業報告書等を整理し公開している。2025年度事業報告書では内部統制の実施状況を記載し、定時評議員会決定後に公開する予定である。</p> <p>○公開情報の問い合わせを広報課に一元化し、関係部署で精査したうえで回答している。必要に応じて公開内容の修正や反映を行う体制を整えている。</p> <p>○包括性・体系性・継続性・一貫性・更新性に留意して情報を整理し、図表やグラフの活用、閲覧しやすい表示方法の工夫、注釈付与などにより、理解しやすい公開を行っている。</p> <p>○ホームページ掲載業務と内容作成を分離し、公開前に関連部署が内容確認する手順を設け客観的なチェック体制を確保している。</p> <p>○傘下法人として100%出資子会社を1社有しているが、重大な疑義が生じる事案については速やかに理事会または評議員会へ報告する体制を整備している。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	<ul style="list-style-type: none">●理事会・評議員会では事前資料送付、当日説明、必要に応じた事前説明を行い、構成員が理解し意見を述べやすい環境を整備している。●理事・評議員に学外者を多数登用し、評議員選任は職員・卒業生・後援会会員・学識経験者など多様な構成とすることで、組織内外の視点を取り入れている。●「ハラスメントに関する基本方針」により差別的取扱いを禁止し、個性と能力を發揮できる環境整備に取り組んでいる。●外部理事・外部評議員へ適時に経営情報を提供し、新任者には会計基準の研修機会を設けるなど、理解促進と透明性の確保に努めている。●ペーパーレス会議システムにより過去資料・議事録を随時参照できる体制を整備し、理事長をはじめ政策策定・管理の責任者も適時に必要情報を確認できるようにしている。●常務理事会・大学運営会議・大学協議会の議事録を学内ポータルサイトに掲載して周知している。大学協議会の数日後には速報版を配布しており、教員・職員の当事者意識向上につなげている。●財務資料を毎年度公開し、経年比較・図表で分かりやすく整理している。また、第5次基本構想に基づく評価や事業計画・報告を理事会・評議員会で共有し、中期的な経営改革に生かしている。●財務計画の策定・更新、外部資金獲得体制の構築、地域・企業・学校との連携推進、資産運用体制整備、寄附募集の多様化、危機管理等の研修・内部統制等により、財政基盤と経営基盤の強化に取り組んでいる。

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>○理事会および評議員会の開催にあたっては、事前資料送付、当日の説明、必要に応じた事前説明により、構成員が理解し意見を述べやすい環境を整備している。</p> <p>○理事13名中7名、評議員28名中21名を学外者するなど、外部人材を積極的に登用しつつ、評議員の選任においては職員・卒業生・後援会会員・学識経験者を含む多様な構成を確保している。</p> <p>○ダイバーシティ推進に関する方針は別途設けていないが、「ハラスメントに関する基本方針」において差別的取扱いの禁止と尊厳の尊重を明記し、個性と能力を発揮できる環境整備に努めている。</p> <p>○理事会・評議員会において学外理事・学外評議員へ適時に経営情報を提供し、透明性を高めるとともに、研修機会を設け、新任者には会計基準説明動画を案内するなど理解促進を図っている。</p> <p>○ペーパーレス会議システムにより過去資料・議事録を随時参照できる環境を整備し、政策の策定・管理にあたる責任者も必要な情報を適時確認できるようにしている。</p> <p>○常務理事会、大学運営会議、大学協議会の議事録を学内ポータルサイトに掲載して周知し、とくに大学協議会については終了数日以内には速報版を配布することにより、情報伝達の迅速化と教職員の当事者意識向上を図っている。</p>

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>○資金収支計算書や計算書類、事業報告書を毎年度公開し、経年比較や図表を用いて財務状況や資産・負債を明確化している。財務状況の点検を継続して行い、必要に応じて理事会で対応方針を定め、明確かつ分かりやすく開示する体制を整えている。</p> <p>○第5次基本構想に基づき中間・年度末評価を実施し、事業計画書・事業報告書を毎年度作成して理事会・評議員会で確認している。事業の実績を中期計画と関連付けて共有し、経営改革の推進に取り組んでいる。</p> <p>○「大学運営に関する方針・財務計画」を策定し、収入確保、支出適正化、資金積立・運用、子会社活用に関する方針を明確にした。中長期の財政見通しと支出計画を示した「財政計画」も策定し、毎年度更新して財政基盤の安定化に努めている。</p> <p>○補助金を含む外部資金の獲得に向けて財務課や関係組織が連携し、内容に応じて常務理事会が検討依頼を行う体制を整えている。研究支援課や研究関連会議体により、外部の研究資金獲得の審議・支援も進めている。</p> <p>○地域連携室、入試課、キャリア支援センターなどにおいて、自治体、企業、高校、大学など外部機関と協働する体制を構築し、社会・地域連携や外部機関との連携を推進している。</p> <p>○資金運用管理規程・同基準の整備、資金運用担当理事の配置、月次報告の実施により、リスクを考慮した資産の有効活用を進めている。また寄附行為に収益事業は定めていないが、施設設備の貸出を活用して財政基盤強化を図っている。</p> <p>○募金委員会を中心に寄附募集活動を組織的に進め、寄附を募る姿勢への転換を図っている。クラウドファンディング、学生主体のキャンペーン、返礼品付き寄附金制度など多様な寄附募</p>

集方法を展開し、財源の多様化を進めている。

○防災訓練、研究不正防止研修、不適切事案発生時の対応体制、情報システムの権限管理、情報セキュリティ内部監査などを実施している。危機管理マニュアルの他、個人情報保護関係規程、ハラスメント防止関係規程を整備し、「学校法人愛知大学内部統制システム基本方針」に基づくリスク把握、リスクマップ策定検討など危機管理体制を強化している。